

宇都宮市結婚活動支援事業業務委託に係る企画提案実施要領

1 業務の名称

宇都宮市結婚活動支援事業業務委託

2 業務の概要

(1) 業務の目的

結婚や出産・子育てなど、市民が希望するライフスタイルを後押しし、将来にわたって持続可能な地域社会を実現するため、市民の結婚活動に有効なセミナーの開催や出会いの機会を創造する交流事業等を行う。

3 プロポーザルの内容

(1) 件名

宇都宮市結婚活動支援事業業務委託

(2) 業務内容

宇都宮市結婚活動支援事業業務委託仕様書

(3) 選定方法

本件に係る審査委員会を設置し、公募型プロポーザル方式により、候補者を選定し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に準じて随意契約を締結する。

(4) 公募方法

宇都宮市ホームページ (<https://www.city.utsunomiya.lg.jp/>) に実施要領等を掲載し、提案を公募する。また、宇都宮市役所本庁舎7階 都市ブランド戦略課においても配布を行う（資料の配布・受付時間は休日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする）

(5) 契約期間

契約締結日から令和7年3月7日（金）までとする。

(6) 企画提案上限額

8,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 企画提案上限額を超えた提案は「失格」とし、提案内容の評価は行わない。

(7) スケジュール

日 時	項 目	備 考
令和6年4月4日(木)	公募開始	宇都宮市ホームページにて掲載
令和6年4月4日(木) ～4月16日(火) ※午後5時15分必着	・「参加申請書」の提出期限 ・質問受付期間	・「参加申請書」は持参又は書留郵送(必着) ・質問は電子メールで提出 ※様式不問
令和6年4月18日(木)	質問に対する回答	電子メールにて回答
令和6年5月9日(木) ※午後5時15分必着	企画提案関係書類提出期限	・窓口持参又は書留郵送(必着) ・参加申請後、辞退する場合は辞退届を提出
令和6年5月14日(火)	プレゼンテーション	・提案書に基づき説明すること ・担当予定者は出席すること ・詳細な時間は後日連絡する
令和6年5月下旬	審査結果通知	
令和6年6月上旬	契約締結	
契約締結時から	事業の実施	

※スケジュールに変更が生じた場合は、速やかに参加申請書提出者あて通知する。

4 提出先

宇都宮市 魅力創造部 都市ブランド戦略課
〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号
電話番号 028-632-2115
電子メール u42000500@city.utsunomiya.tochigi.jp

5 参加資格

本件プロポーザルに参加するものは、以下の要件を満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する者でないこと。
- (2) 宇都宮市の令和3年度～令和6年度入札参加有資格者名簿の「委託業務※1」に登録されている者、または、令和6年6月1日までに登録が完了する見込みの者。
※1 委託業務のうち「写真撮影・広告等業務」又は「催事関係業務」に登録
- (3) 宇都宮市入札参加停止等措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者、または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後、宇都宮市長が別に定める入札資格の再認定を受けた者を除く。

6 参加申請

(1) 提出書類

参加申請書（様式第1号）…1部

(2) 提出期限

令和6年4月16日（火）午後5時15分（必着）

(3) 提出方法

持参または書留郵便にて提出

※ 提出先は「4 提出先」を参照

7 企画提案書作成に関する質問及び回答

(1) 提出書類

質問事項一覧…任意様式

(2) 提出期限

令和6年4月16日（火）午後5時15分（必着）

(3) 提出方法

電子メール

※ 提出先は「4 提出先」を参照

※ 質問が複数にならないよう可能な限りまとめて提出すること。

(4) 回答

質問の回答は、令和6年4月18日（木）を目途に、質問内容及び回答について、全ての参加者に電子メールで通知する。

8 企画提案関係書類の提出

(1) 提出書類

提出書類一覧表参照・・・別紙2 No.3～6参照

(2) 提出期限

令和6年5月9日（木）午後5時15分（必着）

(3) 提出方法

持参または書留郵便にて提出

※ 提出先は「4 提出先」を参照

(4) 提案のための費用負担

提案にかかる費用（提案書の作成に要する費用、旅費など）は、全て提案者の負担とする。

(5) 提案書の辞退

提案書の辞退を希望する場合は、企画提案関係書類提出日までに辞退届を書面にて提出すること。なお、辞退は自由にでき、辞退による不利益は生じない。

(6) 疑義の照会

提案書の内容等については、後日、事務局から照会を行うことがある。

(7) その他

ア 提案書の取り扱い

- ・ 提案書の提出後、提案書の追加及び変更は認めない。ただし、宇都宮市が提案書の差し替え、変更又は取り消しを認めたときは、この限りではない。
- ・ 提出された提案書等は一切返却しない。
- ・ 提出された提案書等は複製する場合がある。

イ 秘密の厳守

本プロポーザルにより知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

9 審査方法及び審査結果

宇都宮市結婚活動支援事業実施に係る審査委員会設置要領に基づき設置する審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、企画提案書及びプレゼンテーションによる審査を行い、最も優れた提案を行ったと認められる者を契約相手方として選定する。評価に際しては、価格や地域貢献度についても評価対象となる。

(1) 審査日時

令和6年5月14日（火）

※ プレゼンテーションの順番については、企画提案書の提出順とし、時間は後日参加者に直接通知する。

(2) 場所

詳細な場所は、後日通知する。

(3) 実施方法

- ・ 説明資料等については、Microsoft office Word または PowerPoint で作成した電子データをあらかじめ用意すること。
- ・ 1者当たりの持ち時間は30分間とし、うち20分間を発表、10分間を質疑応答とする。なお、対面でのプレゼンテーション審査を予定しているが、Zoom や Teams 等によるオンラインでのプレゼンテーション審査に変更となる場合がある。

(4) 提案者の失格事項

以下の事項に該当した場合は失格とし、審査を行わないものとする。

- ・ 提出書類に虚偽の記載をした場合
- ・ 提出期限までに所定の書類を提出しなかった場合
- ・ 提出提案書に記載された技術者等が、契約締結後に当該事務に従事できない場合
- ・ 審査結果の発表までに本要領に定める参加資格に該当しなくなった場合
- ・ その他「実施要領」の諸条件に違反した場合

(5) 審査結果

- ・ 審査結果は、速やかに各社に通知する。
- ・ 審査結果の異議申立ては、一切受け付けない。

10 資料の提供

ア 提供資料

- ・ 令和5年度結婚活動支援事業実施結果（概要版）
- ・ 参加者アンケート結果報告

イ 資料の取扱

提供資料は令和6年5月9日（木）までに持参または郵送にて返却すること。
また、必要に応じて提供資料を複写したときは、それらも含め返却すること。